

# News Letter 第48号

発行所/日本比較法研究所 〒192-0393 東京都八王子市東中野742-1 中央大学内 ☎042-674-3302

# ごあいさつ



## 日本比較法研究所所長 伊藤 壽英

このたび当研究所第16代所長に選出されました。初代所長杉山直治郎博士はじめ錚々たる方々の末席に名を連ねることは、身に余る光栄であると同時に、浅学非才の身にとって、はたして重責を担うことができるのか不安を感じているところであります。所員・誌友の皆様をはじめ、関係諸氏におかれましては、今後ともご支援ご協力を賜りますようお願い致します。

また、これまで6年の長きにわたり、当研究所の運営・発展にご尽力いただいた只木誠前所長には、この場をお借りして衷心より御礼申し上げるとともに、これまで職務によってままならなかった本来の研究に専念されるよう、切にお願い申し上げます。

#### 研究所の方針-

本年2月28日に開催された所員会において、只木前所長のもとでとりまとめられた「第26期の方針・抱負」が承認されました。そのなかで、「比較法の研究活動においては、時代の変化に即した今日的な課題も生起していることから、21世紀の国際社会における比較法学の課題や当研究所のあり方について議論し、学外に向けても発信していく」ことが確認されました。私もまた、これらの課題・方針をふまえ、当研究所の運営について粛々と職務を遂行していく所存であります。すでに、各研究連絡部で個別の課題と解決の方針については前記所員会にてご承認を得ているところですが、私からはとくに以下の「キャンパスの懸隔」と「合同シンポジウム」について取り上げ、さらに今後の課題について述べたいと思います。

#### キャンパスの懸隔という問題-

周知の通り、2004年に「法科大学院制度」が導入され、本学でも市ヶ谷キャンパスにて専門法曹養成教育を実施することとなりました。これに伴って新たにファカルティ・メンバーとなった教員の多数が、当研究所の所員として参加してくださいました。このように、当研究所における比較法研究の人的基盤が拡大したことは、まことに悦ばしいかぎりではありますが、他面、所員会等の運営については若干、支障が生じたことは否めません。所員会の開催については、テレビ会議システムを通じて、両キャンパスで、議事運営の様子を映像で認識できるようになりましたが、バーチャル・リアリティにとどまるところがあります。また、当研究所の「常務」については、商議員会の指名による常任幹事が構成する「常任幹事会」において検討し、決定事項を執行しておりますが、このような意思決定には、構成メンバー間で関連情報が共有され、各メンバーの有する知見を用いて問題点の検討を進め、一定の方針のもとで判断する、というプロセスが不可欠であります。しかしながら、キャンパスの物理的な隔絶とタイムテーブルの違い(授業時間割、会議日程等)から、熟議に至るのが難しく、論点によっては「現状のまま」が最善解とされることも少なくありません。

グローバル化が進む現代社会において、新たな比較法的課題に取り組むのは必然ではありますが、その余裕がないのは危惧されるところです。

#### DJJV との合同シンポジウム-

2014年2月21日22日の両日、当研究所は、独日法律家協会(以下「DJJV」という)と合同で、民法(債権法)改正をテーマとするシンポジウムを開催しました(詳細は、ひかくほうニューズレター47号参照)。これに先立ち、只木前所長は、DJJV 創立25周年記念総会(2013年6月7日ハンブルクにて開催)に出向かれ、グロテーア会長・バウム副会長と親しく懇談し、本年2月の合同シンポジウムを含め、今後も協力関係を密にして、双方の比較法研究の発展を目指すことで合意いたしました。ドイツにおいても、債務法の現代化だけでなく、グローバル化する法化社会にどのように対応するのかという課題があり、法継受を通じて関係の深い日独が合同で比較法的研究を進展させることの意義を、あらためて確認できました。さらに、日独で関係の深い高点だけではなく、日本がフランス法由来で継受した法制度(たとえば、保証人保護制度や債権譲渡法制)のもとで議論されている論点であっても、問題の認識や解決の方向について、むしろ共通理解の可能性が明らかにされたことは、今後の比較法研究にとっても有益でした。わが国は、明治期に大陸法を継受し、戦後にアメリカ法を部分的に継受したという希有な経験を有し、比較法研究の隆盛を誇っているという点で非常にユニークな特徴を有しています。今後、テーマによっては、大陸法・英米法の知見と日本における比較法研究の蓄積を総動員して、より豊かな研究成果をもたらすであろうことを期待させるのではないでしょうか。

#### 学術シンポジウム-

本学では、3年ごとに、大学附設の研究所が主催する「中央大学学術シンポジウム」が開催されています。2016年度に予定されている第26回学術シンポジウムは、「法化社会のグローバル化と理論的実務的対応」をテーマとして、当研究所が主管することとなりました。多くの所員が強い研究関心を示し、現時点では「裁判規範の国際的平準化」「リーガルサービスのグローバル化と弁護士法」「サイバースペースの法的課題と実務的対応」「環境規制のグローバル化と実務的対応」「生命倫理規範のグローバル化と実務的対応」および「決済取引のグローバル化と実務的対応」の6つの共同研究プロジェクトを立ち上げ、それぞれのプロジェクトにおいて、第26回学術シンポジウムでの成果発表に向けて検討を進めているところであります。すでに「リーガルサービスのグローバル化と弁護士法」プロジェクトにおいては、その準備的な作業として、専門弁護士の役割に関するカンファレンスが開催され、グローバル企業の法務に関係する弁護士から、非常に興味深い示唆が述べられています(詳細は、本ニューズレターの森勇教授による紹介記事を参照)。このように、2016年の本番シンポジウムまでに様々な準備がなされ、それらが社会に対する当研究所の提言に結実していくことが期待されております。

#### 比較法研究の「シナジー効果」を目指して-

DJJV との共同シンポジウム開催や、第26回学術シンポジウムの主催といった「大きな企画」は、一面、当研究所のもつ研究基盤にとっても、大きなチャレンジでもあります。前述したように、キャンパスの物理的懸隔とファカルティの多様化という状況から、大きな企画を運営するだけの基礎的体力が十分備わっていない虞があります。他方で、大きな企画を実施・運営することによって、従来は個別の専門領域に集中していた所員の関心が一つの大きなテーマに収斂し、外国の研究者との意見交換の機会を得てさらに研究関心が拡大し、その後の活動によって、法系の違いを超えて比較法研究の成果が期待できるという「シナジー効果」を発見することができたのは、当研究所の貴重な知的資産ともいえます。「比較法研究を通じて世界平和に貢献する」というのは、杉山直治郎初代所長が当研究所創立の辞として述べられたことですが、常にこれを想起し、かつ当研究所の貴重な知的資産を生かしながら、上述した課題に取り組みたいと考えております。

以上

所長:伊藤 壽英(いとう ひさえい) 法務研究科教授(民事法)

研究テーマ:市場型間接金融の取引法理 / 企業金融とコーポレート・ガバナンス

論文等:ウィリアム·M·サリバンほか(柏木昇ほか訳)『アメリカの法曹教育』中央大学出版部(2013)【担当:第1章】/「イギリスにおける近時の金融制度改革論議:独立銀行委員会の中間報告について」 比較法雑誌(2011)/「決済取引法の基礎」金融法務事情(2009)

# シンポジウム 「リーガルマーケットの展開と弁護士の職業像」開催について

日本比較法研究所 所員 日本比較法研究所共同研究「弁護士業務の専門化」代表

森 勇

#### 1) これまでの経緯



森勇中央大学教授

リーガライゼーションとリーガルシステムの複雑化、そしてまたリーガルサービスのグローバル化は、リーガルマーケットからのディマンドをその質量ともに大いに変化させている。そのような世界の潮流に、わが国の弁護士は的確に応えているであろうか。この問題に取り組むべく、本研究所は、2012年11月10日、ケルン大学弁護士法研究所の共同代表を務めるドイツ労働法学会の重鎮であり、ドイツ法曹大会(Deutscher Juristentag)の会長でもあるケルン大学のマルティ・ヘンスラー教授(Prof. Dr. Martin Henssler)を招へいして、「職業法としての弁護士法の現在問題」と題するフォーラムを開催した。

このフォーラムにおいては、ヘンスラー教授による変革の時代にある弁護士とその職業法に関するドイツの現状の報告と木村美隆中央大学法務研究科教授によるわが国における現状の報告をうけて、弁護士の職業法とその職業像に関し、多くの問題提起がなされるとともに、それに向けられる視角が実に多様であることが明らかになった。そして、残念ともいうべきであろうが、このフォーラム最大の成果は、わが国の弁護士は、リーガライゼーションとリーガルシステムの複雑化さらにはグローバル化がもたらす様々な課題を、眼前の課題であることを十分に意識・認識していないということが明らかになったことである。詳しくは、このフォーラムでの報告とそこでの議論を収録した「ドイツ弁護士法と労働法の現在」中央大学出版部(2014)を参照されたい。

このフォーラムをふまえ、そこでの問題提起をより進化させるべく、日本比較法研究所は、ケルン大

学 弁 護 士 法 研 究 所 (Anwaltsinstitut der Universität zu Köln) ならびに日本弁護士 連合会との共催のも と、独日法律家協会 (Deutsch Japanische Juristenvereinigung e.V.) の協賛をえて、 2014年10月18日に、中央 大学駿河台記念館におい て、「リーガルマーケッ



講演の様子

トの展開と弁護士の職業像」を主催した。

#### 2) シンポジウムのテーマについて-

先のフォーラムで提起された様々な問題は、いずれも喫緊のものであるが、今回のシンポジウでは、その中から、「弁護士業務の専門化と専門表示―専門弁護士制度とそのあり方」と「企業内弁護士と弁護士法―企業内弁護士の意義・価値との関係で」をテーマとして取り上げた。第1セッションのテーマとした前者については、特にここ約10年来、弁護士間で様々に議論され、何らかの形での専門性の発信を制度として構築すべきだという提案がなされてきたものの実現が阻まれた経緯がある。こうした、いわば既得権益にあぐらをかき、そのため「訴訟弁護士」のイメージからの脱却すら念頭にない弁護士諸氏の問題意識欠如こそ、時代の要請、グローバルな傾向である専門化とその制度的外部発信という問題を国民の目にさらさないまま放



オファーマン - ブリュッハルト 博士

置し続ける結果をもたらしたといわれても仕方あるまい。まさにここでは、内輪の議論をもって、リーガルサービスの質の向上という自らがおっている研鑽義務を放棄したと言っても過言ではない。こうした閉塞状況に、アカデミックから、つまりは外部から、小石であれ一石を投じようというのが、この問題を本シンポジウムのテーマとした動機である。専門弁護士制度の先進国であり、独特の専門弁護士制度を発展させてきたドイツにおける専門化と専門弁護士の発展と現在問題は、我々に何を考えるべきかの絶好の視点を提供してくれるはずである。

第2セッションのテーマは、「企業 (団体) 内弁護士」についてである。わが国ではおよ

そ10年前までは二桁でしかなかった企業内弁護士、つまりはその弁護士登録を保持しつつ、企業との雇用関係にある弁護士は、ここ10年間で1,200人を超えるまでに達している。もっとも、この企業内弁護士は、果たして勤務先企業や団体との関係において弁護士なのであろうか。職務規程には、企業内弁護士の規定があるが、必ずしも分明ではない。この点を明らかにしなないままでは、企業内弁護士は、弁護士としての社会的役割を勤務先企業との関係でどう果たすのかもわからないままで、弁護士の社会的プレステージを汚す存在ともなりかねない。このような危惧は、近時企業に雇用される弁護士



アルプス電気㈱法務部 佐藤雅樹氏

が、単なる「平社員」として雇用されている現実に照らすなら、決して妄想のたぐいではあるまい。企業との関係では単なる被傭者であるとしたなら、バッジを与えることは、先の危惧をより拡大させるだけである。

この点ドイツは、企業内弁護士を当該企業との関係では弁護士とみないというのが最上級裁判所判例を出発点として、基本的には、裁判例の全体が構成されている。その前提は独立性の問題であるが、反対も多い。こうした両国の状況をふまえ、わが国においてあるべき「企業内弁護士」の規律を模索(より正確には、問題点を整理)しようとしたのが、第2セッションの目的であった。

### 3) シンポジウムの概要-

本シンポジウムでは、まずは日本比較法研究所所長只木誠教授による開会の挨拶ののち、オーガナイザーである森より、「本シンポジウムの意図するところ」の報告を受けて、各セッションが開かれた。

第1セッション:「弁護士業務の専門化と専門表示―専門弁護士制度とそのあり方」



左から、武士<mark>俣</mark>敦福岡大学教授、上原武彦弁護士、プリュッティング教授、オファーマン - ブ リュッハルト博士

弁護士の現状と課題について報告があり、さらに、民事手続法の権威としてわが国でもよく知られ、ケルン大学弁護士法研究所共同代表をつとめるプリュッティング教授(Prof. Dr. Hanns Prütting)より、専門弁護士制度が弁護士広告との密接な関わりの中で組み立てられていることを意識すべきことを強調する報告がなされた。続いて、日弁連業務改革委員会委員長の上原武彦弁護士から、わが国の現状と課題が報告された。これを受け、本学法科大学院一期生でアルプス電気㈱法務部の佐藤雅樹氏そして福岡大学教授の武士俣敦氏より、それぞれの専門弁護士に関する認識と日独報告に対するコメントが開陳された。

このセッションにおいては、長年にわたり専門弁護士制度の研究にたずさわり、現在ドイツ連邦弁護士会規約委員会「専門弁護士部会」の部会長をつとめるオファーマン・ブリュッハルト博士(Dr. Susane Offermann-Bruckard)から、ドイツにおける専門



佐瀬正俊弁護士

その後休憩をはさんで、元日弁連業務改革委員会委員長佐瀬正俊弁護士の司会の下、会場からの質問を踏ま え、パネルディスカッション形式で、報告等に現れた諸問題について質疑応答が交わされた。

第2セッション:「企業内弁護士と弁護士法―企業内弁護士の意義・価値との関係で」



左からウィッティー弁護士、柏木昇中央大学フェロー、後藤康淑弁護士、本間正浩弁護士

昼食をはさんで行われたこのセッションでは、はじめに、ハンス・プリュッティング教授より、シンディクス(Syndikus)と呼ばれるドイツにおける企業(団体)内弁護士に関する法状況についての報告

と、その弁護士としての独立性を否定する判例の立場に対する批判が展開されたのち、日清食品ホールディングスのチーフ・リーガル・オフィサーであり、長きにわたり企業内弁護士の立場にあった本間正浩弁護士

より、わが国の企業内弁護士の規律に関する問題点、分けても弁護士職務規程50条ないし51条にかかわる問題点を指摘する報告がなされた。これを受けて、本学法科大学院フェローであり、長期にわたり三菱商事の法務部を率いてきた経歴を持つ柏木昇氏、そして、長年企業内弁護士を経験し、現在は三井海洋開発㈱常務執行役員である後藤康淑弁護士より、それぞれの長いキャ



日本弁護士連合会副会長 古賀和孝弁護士

リアを踏まえたコメントが述べられた。その 後休憩をはさんで、ドイツ弁護士でわが国に おいても外国法事務弁護士として登録し、 アーキス法律事務所代表をつとめているトー マス・ウィッティー(Thomas Witty)氏の



プリュッティング教授

流ちょうな日本語による司会の下、同じくパネルディスカッション形式で、 報告で指摘された問題点を中心に、質疑応答がなされた。

最後に、中央大学学長の福原紀彦教授からのお礼の挨拶および日本弁護士連 合会副会長古賀和孝弁護士から、本シンポジウムの意義についての評価をい ただき、閉会した。

#### 4) 成果発表について--

このシンポジウムの発表、ディスカッションの様子そして配付した資料は、可能な限り早期に日本比較法研究書研究叢書 (仮題「リーガルマーケットの展開と弁護士の職業像」) として出版する運びとなっているので、詳細については、本研究叢書に譲りたい。

最後になって恐縮ではあるが、このシンポジウムの開催は、「社会科学国際交流江草基金」および中央大

学「日本比較法研究所基金」からの財政的支援のもと、はじめて可能となったものであり、この場を借りて両基金からの支援に心よりお礼申し上げる次第である。

また、絶妙の訳をしていただいた同時通訳の諸兄姉、そして、本シンポジウムを陰で支えてくださった日本比較法研究所事務局スタッフの存在が、本シンポジウムが一応の成果を上げ得たゆえんであることを特に記させていただきたい。



講演の様子

## 第26期第3回所員会開催について

10月24日(金)テレビ会議システムによる多摩キャンパス・市ヶ谷キャンパス同時開催で所員会が開催され、所長選挙が実施されました。また、商議員が所長に選出されたため、その補充選任について審議され、先の商議員選挙で得票数次点の髙田淳所員が選任された。このほか、2015年度の事業計画が承認された。出版・資料収集・国際交流計画のほか、来年度は、漢陽大学法学研究所との合同シンポジウム開催、第26回学術シンポジウム実施のための共同研究が予定されている。

### 最近の講演会・セミナー

▽2014年10月1日(水)後楽園キャンパスにおいて開催

Privacy Seminar: Big Data, Freedom, and Public Safety

13:35∼15:00 Big Data and Privacy

Panelist: Omer Tene (International Association of Privacy Professionals),



Susumu Hirano (Chuo Univ.), Hiroshi Miyashita (moderator, Chuo Univ.)



15:15~16:40 Privacy and Public Safety Panelist: Lara Ballard (US Department of State), Hiroshi Miyashita (Chuo Univ.), Kazumichi Tsutsumi (moderator, Chuo Univ.)

▽ Prof. Dr. Peter Gottwald (ペーター・ゴットバルト教授) /ドイツ・レーゲンスブルク大学法学部

11月8日(土)「ドイツにおける集合的権利保護の現状と将来」

わが国においても消費者契約の改正により 消費者団体が消費者被 害について被害者に代



わって損害賠償請求をすることができるようになったばかりであり、ゴットバルト教授と参加者(研究者、法科大学院生、法学部生、弁護士)との間で、あるいは参加者間で、活発な議論が行われた。

#### 11月11日(火) 「ヨーロッパ国際民事訴訟法―そ の現状と今後!

日頃から日本法のみを学んでいる学生にとって、 ヨーロッパ統合前後における民事訴訟法の動きはき わめて新鮮であり、今後の学びの刺激となったよう である。

11月14日(金) 「教科書にみられるドイツ民事訴

#### 訟法理論の変遷」

ドイツの教科書にあらわれたドイツ民事訴訟法理 論の変遷は、わが国で初めて取り上げられたテーマ であり、学外からの参加者も多く、活発な議論が行 われた。

▽ Prof. Luca Nogler (ルカ・ノグラー教授) / イタリア・トレント大学法学部



#### 11月8日(土) "Life Time Contracts"

ヨーロッパ契約法の編纂がもっぱらビジネス取引を中心にし、人間が社会生活をするうえで不可欠な、雇用契約、住居賃貸借契約、消費者信用契約等に関する規整が欠落しているとし、ライフ・タイム・コントラクトの範疇を新たに定立し、その修正をもとめたEuSoCo(ヨーロッパ社会契約研究会)のプロジェクト構想の概要が紹介され、とくにライフ・タイム・コントラクトの16の基本原則について詳細な説明がなされた。これらの契約は、継続性(Time)のみならず、相互に連結し生活(Life)の基礎を形成していることからかかる契約関係を視野にいれて契約法の整備をはかるべきとの指摘は、日本の債権法改正はもちろん労働契約法の整備議論にもこれまで欠落していた視点を提供し、参加者に多くの刺激を与える講演会であった。

#### 11月11日(火) 「フィリップ・ロトマーの再発見」

指揮命令権=人的従属性概念を基軸にした労働契 約概念がポスト・フォーディズムの労務提供契約 を捉えるものとしては適切ではなく、労働者の人 格的発現としての成果の提供として捉えた Philipp Lotmar の労働契約論がいま改めて再評価されるべ きことが説かれた。

○11月5日 (水) Prof. Donald R. Rothwell (ドナルド・ロスウェル教授) /オーストラリア国立大学法学部

「国際司法裁判所と南氷洋の捕鯨について」

○11月29日(土) Prof. Dr. Robert Alexy (ロバート・アレクシー教授) /ドイツ・キール大学法学部 「包摂的非実証主義」

## 編集後記

今年は国際シンポジウムが2回開催され、紙面を通じて皆さまにご報告することができました。新所長のもとで、来年も一層充実した内容をお届けして参りたいと存じます。 (北井 記)